

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 10 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 25 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 12 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 16 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 2 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 館山市北条字北原 |
| | 地 番 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 1 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 館山市北条字北原 1 2 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 8 9 . 6 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月13日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 上 野 裕 介

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

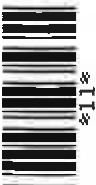
本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 館山市北条字北原 |
| | 地 番 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 1 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 館山市北条字北原 1 2 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 8 9 . 6 7 平方メートル |



令和6年(ケ)第 432号
令和6年12月 9日受理
令和7年 1月14日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 小 関 都 正 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 館山市北条字北原 |
| | 地 番 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 1 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 館山市北条字北原 1 2 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 8 9 . 6 7 平方メートル |

(2 枚目)

そ の 他 の 事 項

1 土地（物件1）

- (1) 物件1の土地（以下「本件土地」という。）は、北東側間口約23メートルが幅員約5メートルの前面道路に、また、西側においても道路に概ね等高に各接面している地勢概ね平坦な土地であり、物件2の建物の敷地及び駐車スペースとして利用されている。
- (2) 本件土地の北東側間口の両端にはコンクリート杭が見受けられ、境界辺りにはブロック塀、境界ブロック等があつて区分されており、本件土地の形状は概ね地積測量図のとおりと認められる。
 なお、第三者所有の東側隣地（地番1221番10、地目「用悪水路」）との境界付近には境界ブロック等はないが、コンクリート杭があり、地積測量図も存することから、その範囲は概ね判別できる。
- (3) 評価人によれば、西側で接面する道路は建築基準法第42条2項の道路とのことであり、幅員約1.8メートルであるのでセットバック（約14.6平方メートル）を要するとのことである。
 なお、現況、約0.7メートル程度のセットバックをしている形跡が見受けられる。
- (4) 西側に電線の引込柱が設置されている。
- (5) 南西端にスチール製物置が2個あるが、いずれも土地への定着性のないもので、動産と認めた。

2 建物（物件2）

- (1) 本件債務者兼所有者が買受けする頃に、登記記録上の種類が店舗から居宅へ変更されているが、飲食店の店舗として利用されていたことが窺える厨房、カウンター及び小上がり等がある。
- (2) 玄関出入口付近の床には撓みがあり、玄関の東側及び洋室の東側には雨漏りの跡があつて、天井の内装材に穴が空いている箇所も存した（写真⑫）。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件2の建物（以下「本件建物」という。）の電気、ガス及び水道の供給は停止している。
- 2 本件建物の内の立入調査の結果からは、第三者の占有の徴表は見受けられず、上記の状況等総合勘案し、本件建物の占有については2枚目記載のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月16日(月) 12:25-12:42	物件所在地	物件確認、外観撮影、全戸不在
令和6年12月20日(金) 8:50-9:12	館山市役所	間取図及び地番図等交付申請
令和6年12月20日(金) 9:17-9:25	千葉地方法局館山支局	隣接地等の登記事項証明書交付申請書
令和7年1月6日(月) 12:33-12:46	千葉地方法局館山支局	物件1の地積測量図交付請求
令和7年1月6日(月) 13:05-14:09	物件所在地	評価人と共に臨場、間取り等確認、写真撮影、概測

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 1 月 6 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

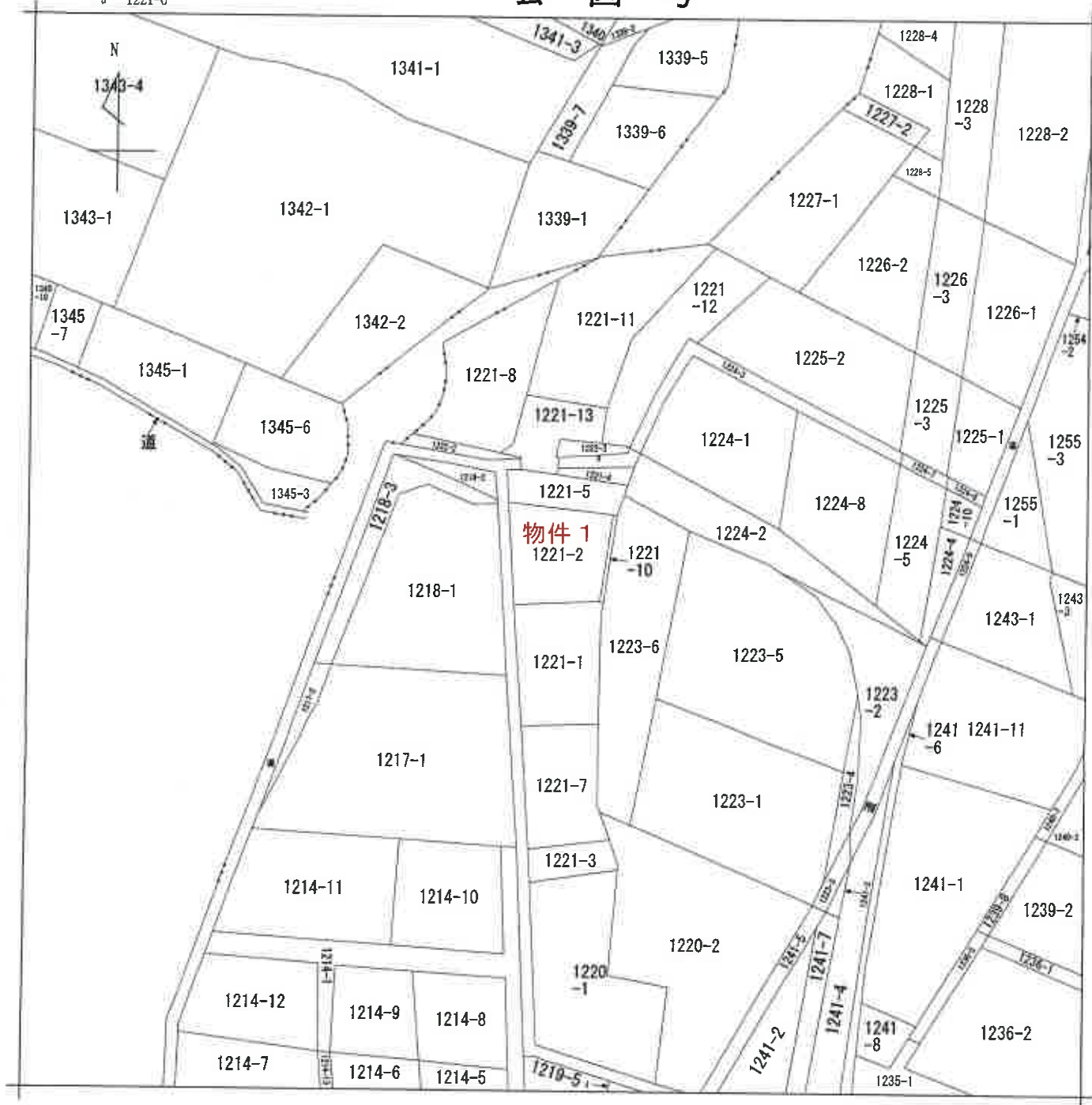
☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 圖 寫



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部 分	所 在	館山市北条字北原				地 番	1221番2	
出 縮 力 尺	1/600	精 度 区 分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)	昭和50年10月15日		補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局館山支局管轄)

令和6年11月7日

千葉地方法務局

地図整理番号：M88526

登記官

(6 枚目)

本書面はA3判をA4判に縮小した

登記年月日：平成7年1月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月6日

千葉地方支務局館山支局

登記官

本書面はA3判をA4判に縮小した

請求番号：17-1

228071

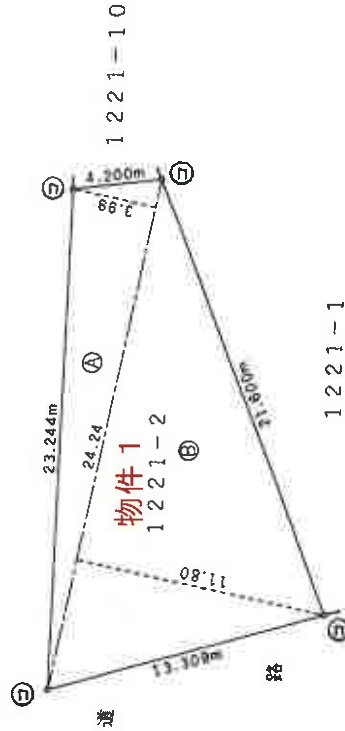
地番 12221-2 地積測量図

土地の所在 館山市北条字北原



地番 12221-2			
符号	底辺	高さ	倍面積
A	24.24	3.99	96.7176
B	24.24	11.80	286.0320
			倍面積
			382.7496
			面積
			191.37480
			地積
			191.37㎡
			坪数
			57.89

館山市道



番号	境界線の状況
㊟	石
㊜	アスファルト舗
㊝	コンクリート舗
㊞	金属欄

作製者 土地家屋調査士

成7年1月10日(作製)

申請人

縮尺 1/250

平成七年正月貳拾日 (平成7年)

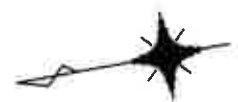
018827

各階平面図

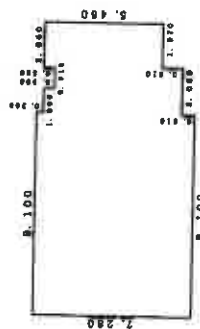
建 物 圖 面 圖

家屋番号	1221番2
------	--------

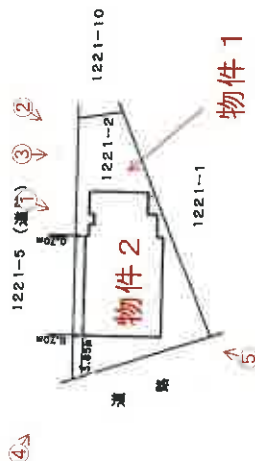
館山市北条字北原1221番地2



(♂は写真撮影位置及び方向)



9. 100	×	7. 280	=	66. 248000
1. 060	×	0. 500	=	0. 530000
2. 060	×	5. 460	=	11. 247500
1. 970	×	4. 980	=	9. 771200
2. 060	×	0. 910	=	1. 874600
合 計				89. 671400
床面積				89. 67 m ²



平成七年九月二十二日

土地家屋調査士

作者

17年 9月14日(作製)

縮尺 1/250

人
道
田

持分2分の1

箱尺 500

(千葉県土地家屋調査士会全用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局館山支局管轄)

令和6年11月7日

千葉地方方法務局

附品知

本書面はA3判をA4判に縮小した

(8 枚目)

地图整理番号: M88525

間取図

評価人作成



(写真は写真撮影位置及び方向)

①



②



東側隣地(地番1221番10、地目:用悪水路)

③

コンクリート杭あり



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



(12 枚目)

⑩



⑪



⑫



令和6年(ケ)第432号

令和7年1月6日 現地調査

令和7年1月14日 評 価

第 0155 号 発行番号

令和7年1月14日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

高橋 貴俊

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 0 7 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 6 5 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2, 4 2 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1～2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左
2	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示：未実施区域
番 号	特 記 事 項		
	・なし		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 館山市北条字北原 |
| | 地 番 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 1 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 館山市北条字北原 1 2 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 2 2 1 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 8 9 . 6 7 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R内房線「館山」駅の北東方・道路距離約 1.4 k m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅，共同住宅，事業所，店舗等が混在する地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引き都市計画域 第1種住居地域 指定 60% 指定 200% なし 日影規制 5h-3h (測定水平面 4m) 建築基準法 22 条区域 景観計画区域
画 地 条 件	形状 (ほぼ台形)，地勢 (概ね平坦)，接道方位 (北東・西)， 間口 (約 23m)，奥行 (約 4m～13m)，地積 (191.37 m ² (登記))	
接 面 道 路 の 状 況	北東側市道 (1155号線)，幅員 (約5m)，連続性 (普通)，舗装 (あり)， 歩道 (なし)，側溝 (あり)，高低差 (物件1と概ね等高)	
	西側認定外公道，幅員 (約1.8m)，連続性 (やや劣る)，舗装 (あり)， 歩道 (なし)，側溝 (なし)，高低差 (物件1と概ね等高)	
	建築基準法上の種類	北東側市道：法 42 条 1 項 1 号 西側認定外公道：法 42 条 2 項
	セットバック	西側市道に接面する部分でセットバック (約 14.6 m ²) を要する。なお，現況は約 0.7mセットバックしている形跡がみられるが，道路境界確定図等の資料によると，約 1.1mのセットバックが必要であるものと思料される。また，セットバック面積の確定には専門家による調査・測量が必要である。
	再建築の可否	可能と見込まれる。
土地の利用状況等	・物件1は物件2 (建物) の敷地として利用されている。 ・周囲は戸建住宅，事業所等として利用されている。 ・周辺隣地とは概ね等高に接している。 ・東側隣地 (1221 番 10) の地目は「用悪水路」となっているが，土被りしており詳細は不明である。 ・敷地はコンクリートブロック塀，境界ブロック，側溝等により概ね明確に区分されている。	

供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。)	上水道 あり ガス配管 なし(本管未整備) 下水道 なし(本管未整備)
土 壌 汚 染 等	1. 公簿地目は「宅地」であり、過去地図の閲覧及び土壌汚染対策法に係る区域指定状況等を調査した結果、価格形成に影響を及ぼす土壌汚染が存在する可能性は低いものと推定される。 2. 店舗の敷地として利用されており、現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定される。 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。
特 記 事 項	1. 現地調査の結果は以下のとおり ・物件1の西側に、電線の引込柱が設置されている。 ・敷地周辺に特段の破損等は見受けられなかった。 ・物件1の南西端にスチール製物置が2個設置されているが、動産と判断した。 2. 館山市ハザードマップ、ちば情報マップ等を閲覧した結果、浸水想定区域等には指定されていない。

<以下余白>

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建 築 年 月 日	平成7年7月31日新築（登記記載） 平成17年2月1日変更増築（登記記載）
	経 過 年 数 経済的残存耐用年数	約29年 約1年 ※現地調査の結果、増築部分については本体と不可分であり、経済的耐用年数は本体と同程度であるものと判断した。
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	サイディング、吹付材等
	内 壁	ビニールクロス、合板等
	天 井	ビニールクロス、石膏ボード等
	床	合板、畳、クッションフロア、コンクリート打放し等
	設 備	キッチン、浴室、水洗トイレ等 （電気、上水道等）
	その他	なし
床面積（現況）	床面積	89.67㎡
現 況 用 途 等	現況用途	店舗
	間 取 り	厨房、洋室1部屋、和室2部屋、板間
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る（特記事項参照）	
建物の利用状況	調査時点現在、債務者兼所有者が空き家の状態で占有しており、飲食店として利用されていたものと推定される。	
特 記 事 項	1. 建築確認及び検査済証の交付の日付・番号については、安房土木事務所での閲覧・聴取によれば次のとおりである。なお、増築部分に関する事項については確認できず、当該部分の適法性については疑義がある。 ・建築確認：平成7年4月24日 館市第30号 ・検査済証：記載なし 2. 現地調査の結果は以下のとおり。（部屋名は間取図参照） ・玄関出入り口付近の床に撓みがみられる。 ・玄関の東側及び洋室の東側に雨漏りの形跡があり、天井の内装材が剥がれて	

	いる。 ・外壁に使用されている木製サイディングの表面の一部に剥がれがみられる。 ・南側換気扇付近の外壁が、すすで汚れている。 ・和室①の収納の引戸が取り外されている。なお、和室②に引戸が保管されていたが、当該収納の引戸かは不明である。 ・設備の稼働状況については不明である。 ・その他、壁紙の汚れ・剥がれ、床材の傷等、経年相応の損耗が見られる。 ・目視においてはアスベスト含有建材の存在は認められなかったが、建築時期を考慮すると使用の可能性は否定できない。
--	--

<以下余白>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ ＝オ
1	34,200	0.89	191.37	0.90	5,242,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示等（館山-1）

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 39,200 \text{ 円/㎡} & \times & 100.3/100 & \times & 100/100 & \times & 100/115 & = & 34,200 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：	・形状：ほぼ台形	▲5%
	・角地	+2%
	・セットバック	▲8%
(相乗積)		▲11%

ウ 地 積：登記面積

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態を考慮した。

② 物件2（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

<以下余白>

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ＝エ
2	240,000	89.67	0.057	1,227,000

ウ 現価率：

物件 番号	(1)耐用年数法 (定額法)				(2)観察減価率		現価率 (1)(D)×(2)
	(A) 残価率	(B) 経済的残存 耐用年数	(C) 経過年数	(D) 定額法による 現価率			
2	5%	1年	29年	0.082	▲30%	(0.70)	0.057

(1)耐用年数法 (定額法)

$$(D) \text{現価率} = 1 - (1-A) \times \frac{C}{(B+C)}$$

(A：残価率，B：経済的残存耐用年数，C：経過年数)

(2)観察減価率

建物躯体の状態（建物状態，損耗，破損等），保守管理状況，建築様式，建築資材の変化等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ＝ウ
1	5,242,000	0.5	法定地上権	2,621,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し，その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①カ) イ		占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (1 万円未満四捨五入) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	5,242,000	－	2,621,000	1.0	0.90	0.7	1,650,000
2	1,227,000	＋	2,621,000	1.0	0.90	0.7	2,420,000
一 括 価 格 (合 計)							4,070,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：建物用途が店舗であること，及び建物増築部分の適法性に疑義があること
による市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

<以下余白>

第6 参考資料

地価公示価格（館山-1）

所 在：千葉県館山市北条字鶴ヶ谷 2 0 8 2 番 3

価 格：39,200 円/㎡

位 置：JR 内房線「館山」駅の北東方約 650m

価 格 時 点：令和 6 年 1 月 1 日

地 積：264 ㎡

供給処理施設：水道，下水，ガス

接 面 街 路：西側幅員約 3.8m市道

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域（建蔽率 60%，容積率 200%）

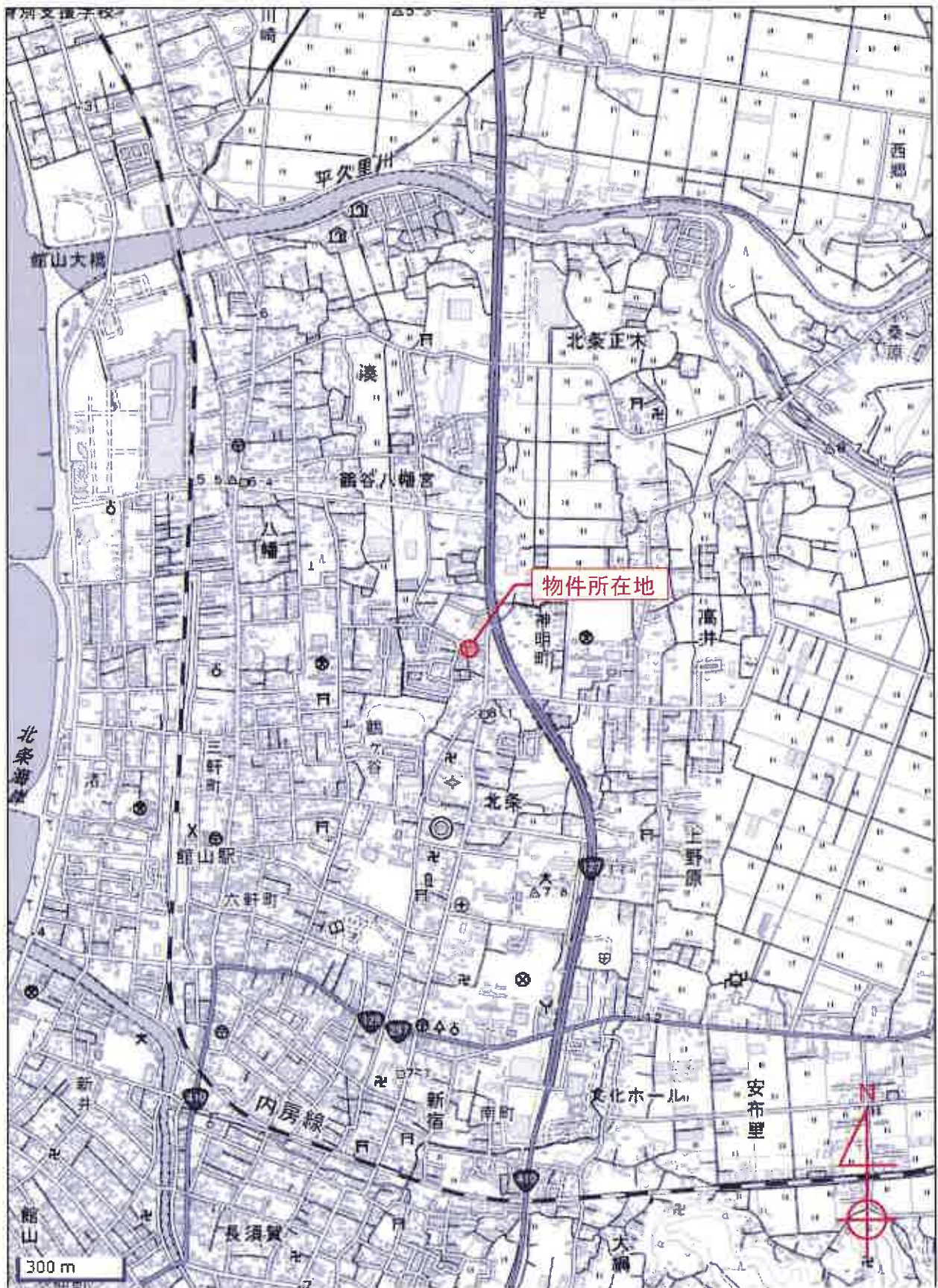
地 域 の 概 要：主に中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 間取図

以 上

位置図



S=1/15,000

国土地理院地形図写し

本図面はA3版をA4版に縮小したものです。

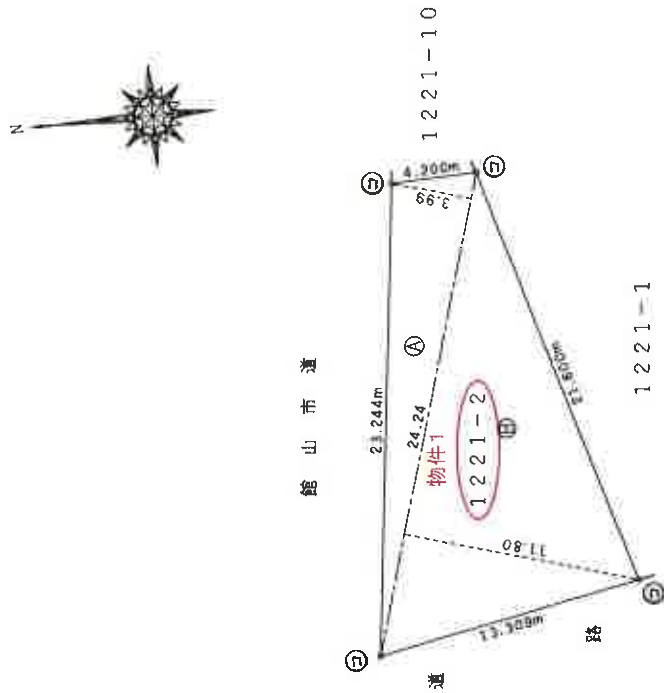
地積測量図

地番 1221-2

土地の所在 館山市北条字北原

228071

地番 1221-2			
符号	底辺	高さ	倍面積
A	24.24	3.99	96.7178
B	24.24	11.80	286.0320
		倍面積	382.7496
		面積	191.37480
		地積	191.37 m ²
		坪数	57.89



番号	地積測量図の位置
①	石
②	アスファルト
③	コンクリート
④	金網

縮尺 1/250

申請人

7年1月10日(作製)

作製者

土地家屋調査士

平成七年正月貳拾日 (平成7年)

登記年月日：平成17年9月27日

これは図面に記録されている内容を証明した事項である。
(千葉県地方事務局 国土・建設部)

令和6年11月7日

千葉県地方事務局

登記官

018827

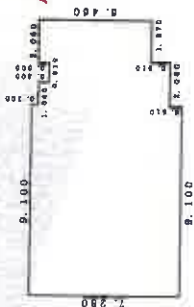
各階平面図

家屋番号
1221番2

建物の所在
館山市北条字北原1221番地2

建物図面
各階平面図

物件2

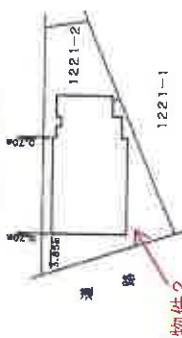


求積表

9.100 x 7.280	=	66.248000
1.080 x 0.500	=	0.540000
2.080 x 5.480	=	11.378400
1.970 x 4.980	=	9.771200
2.080 x 0.910	=	1.874400
合計		89.871400
床面積		89.87 ㎡



1221-5 (道路)



物件2

作製者

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

(千葉県土地家屋調査士会館蔵)

平成17年九月廿七日

間取図

